

慶 弔 規 程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人青森県臨床検査技師会（以下「本会」という。）が、会員その他に対する見舞及び慶祝並びに弔慰については、この規程の定めるところによる。

(見 舞)

第 2 条 正会員、永年会員、名誉会員（以下「会員」という。）、名誉会長及び顧問が 1 か月以上病気あるいは不慮の事故で療養した場合は、本人の届け出により 5,000 円の見舞金を贈る。

(慶 祝)

第 3 条 本会が関係する団体等の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

2. 会員が結婚する場合は、会員の届け出により祝電をもって祝福する。

(弔 慰)

第 4 条 会員及び本会と密接な関係を有する団体葬並びに個人に弔慰する。

2. 会員には、生花を式場に飾り、会長又は名代が葬儀に参列し 10,000 円を霊前に捧げる。

3. 本会と密接なる関係を有する団体葬並びに個人には、応分の供物をする。

(規程の変更)

第 5 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正